中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方 についての意見交換会の概要

(1) 開催概要

	開催日時	会場	参加人数(人)
1	平成 24 年 8 月 16 日(木)午後	区役所	0
2	# 8月17日(金)午前	区役所	0
3	〃 8月17日(金)夜間	鍋横区民活動センター	3
4	〃 8月18日(土)午後	野方区民活動センター	4
		合計	7

(2) 意見等の概要

1 全体に係わる事項

No.	意見・質問	回 答
1	この「考え方」は、例えば区政情報の	支障があったということではなく、こ
	定義については組織的に用いられるこ	れまで規則や要綱等で運用してきたこ
	とを加えるなど、情報公開請求に制限	とについて、条例で明確に規定するこ
	的な内容になっているが、これまで制	ととしたものである。
	度を運用してきた中で支障があったか	
	らなのか。	
2	情報公開制度は、行政と区民との信頼	今後とも制度PRや意識啓発は、継続
	関係が基本となる。条例改正に併せて、	して行っていく。
	職員はもとより、区民に対する制度の	
	PRや意識啓発も行ってほしい。	
3	情報公開制度において区民は、行政の	
	監視や区の情報を活用し施策への提言	_
	を行うことなどの責務がある。責任の	
	主体が区民であることをもっと謳って	
	いいと思う。〈意見〉	

2 区政情報とする範囲の明確化について

No.	意見・質問	回 答
1	メモ等組織的に用いていない情報は	公開対象となる区政情報の定義に組
	情報公開請求の対象にはならないと	織共用性を入れることにより、公開対
	のことだが、メモと位置付ければ公開	象にならない個人メモの範囲を限定
	しなくても済むようにも思えてしま	することができ、より適切に情報公開
	う。	制度を運用できると考えている。

3 職員の意識啓発や指導育成について

No.	意見・質問	回 答
1	職員に対し、どのような教育を考えて	研修は現在も職員、管理職ともに行っ
	いるのか。	ている。それらに加え、運用の手引書
		(マニュアル) の充実や条例所管の担
		当による事例ごとのアドバイス、情報
		公開審査会での議論の共有化も徹底
		していきたいと考えている。

4 適正な情報公開請求について

No.	意見・質問	回 答
1	情報公開請求の量が極めて膨大で事	権利の濫用として受け付けない例とし
	務の執行を著しく妨げる場合は、当該	て、極めて量が膨大な場合の他に、同
	情報公開請求を受け付けないことと	じ情報の請求を繰り返す、請求しても
	するとしているが、一定のガイドライ	閲覧に来ないなどが考えられる。受け
	ンを設ける必要があるのではないか。	付けない決定をする前には、必ず、条
		例の趣旨の説明や分割請求の要請など
		補正の働きかけを行うが、そうした要
		請を受け入れてもらえない時に、はじ
		めて受け付けないことになるなど、一
		定のガイドラインは示していく考えで
		ある。
2	これまでに、条例の趣旨に反して権利	数年間にわたり数千件の請求をし、か
	を濫用し、適正な請求ではないという	つ繰り返し同じ情報の請求をされた例
	ことで却下したことはあるのか。	について却下した事例がある。
3	情報公開請求を行う場合、区民は素人	情報公開請求の内容が抽象的であった
	なので、どのような情報名を記載すれ	り、請求の対象が広範囲になってしま
	ばいいのか、はっきりしないことも多	う場合、これまでも請求者との話し合
	いと思う。補正とはそうしたことも想	いで請求情報の特定を行ってきてい
	定しているのか。	る。今回の改正で、補正についての条
		例上の根拠をはっきりさせたいと考え
		ている。

5 非公開情報の限定列挙について

No.	意見・質問	回 答
1	非公開情報の限定列挙は、時代に逆行	区が保有する区政情報の中には、個人
	しているように感じられるので、何故	情報など公開に馴染まない情報があ
	規定するかについての説明をしっか	る。今回の改正は、運用の中で対応し
	りと行ってほしい。	てきたものを、条例で限定列挙し、そ
		の範囲を明確にするものである。今後
		の説明や資料の中でも、しっかりと説
		明していく。
2	非公開情報であっても、公益上特に必	公益性の判断は、公開した場合に確保
	要があると認められるものは公開す	される公益と非公開とした場合の公益
	るとしているが、誰がどのように公	を比較衡量し、実施機関が決定する。
	開・非公開を認めるのか。	実施機関の決定に対して、請求者には
		不服申立て、訴訟といった手続きが保
		障されている。
3	区民活動センター運営委員会は区か	情報公開請求の対象は区政情報であ
	ら委託され事業を行っている団体で	り、民間団体の保有する情報は対象に
	ある。非公開情報を限定列挙するとの	はならない。なお、そうした会議録を
	ことだが、運営委員会の会議録はすべ	区が保有していれば、情報公開請求の
	て公開しなければならないのか。	対象となることもある。
4	土地開発公社の情報は公開対象とな	情報公開条例第 16 条の 2 で「公益を目
	るのか。	的とする団体のうち規則で定めるもの
		に対して、当該団体の保管する情報の
		公開について区の施策に準じた措置を
		とるよう協力を求めなければならな
		い。」と規定されており、情報公開条例
		施行規則第7条の2で定めている団体
		の中に土地開発公社は含まれている。
		区は、この規定に基づき協力を要請す
		ることになる。
5	非公開情報の限定列挙は、要綱規定で	
	はなく、きちんと条例上規定すべきで	_
	ある。基準があれば、判断がぶれるこ	
	とはない。情報公開審査会はこれまで	
	の審査を踏まえ、総合的に判断し提言	
	を出されたと思うので、その内容を是	
	非生かしてほしい。 〈意見〉	

6 第三者保護の手続きについて

No.	意見・質問	回 答
1	「知る権利」と対抗関係に立つ法人等	
	の権利利益を、情報公開条例において	_
	保障するとしているが、権利利益を保	
	障するのではなく、手続きの機会を保	
	障するのだから、その点が誤解のない	
	ようにすべきである。 〈意見〉	

7 審査会への資料提出と資料の取扱い

No.	意見・質問	回答
1	実施機関は、情報公開審査会に非公開	審査会委員の守秘義務は、情報公開条
	情報を提出することを義務づけると	例第 16 条第 2 項で課されている。
	しているが、審査会委員にも守秘義務	
	があるべきではないか。	